

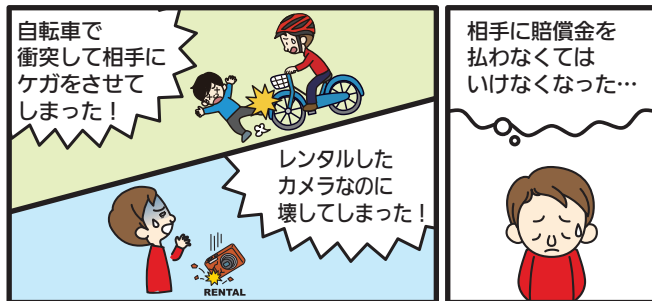
日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約



2025年1月1日以降始期契約用



60秒動画で
ご説明します



賠償事故が補償された！

日常生活における事故で相手にケガをさせたり、他人のモノ（借用中を含む）を壊したりして、法律上の**損害賠償責任**を負った場合に保険金をお支払いします。

日常生活の思わぬ事故が、高額な賠償につながることも！

<過去に発生した賠償事故の例>



自転車に乗った少年と衝突した歩行中の女性が寝たきりに
賠償額 約**9,500万円**
(神戸地裁2013年7月4日判決)



キャッチボール中、ボールが当たった他人が死亡
賠償額 約**6,000万円**
(仙台地裁2015年2月17日判決)

このような高額な賠償事故でも保険金をお支払いします！

保険金額 無制限
(国外事故 保険金額3億円)

示談交渉サービスでもっと安心



日本国内における賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。

※この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

89146 1 2024.10 A3J35 B (新) (62)

こちらは『GK クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』『自動車保険・一般用（一般自動車総合保険）』の特約の概要をご説明したものです。詳細は『パンフレット別冊』『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』等をご覧ください。ご不明な点については、代理店・扱者または三井住友海上火災保険株式会社までお問い合わせください。

●ご相談・お申込み先